

ID: 187

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	占用等の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (占用等の許可) 第5条 特定公共物に対して、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 (1) 敷地又は流水水面を占用すること。 (2) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又はその敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (3) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (4) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前3号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。 (5) 前各号のほか、特定公共物に関し工事を行い、又は特定公共物を本来の目的以外に使用すること。 2 市長は、前項の許可をする場合において、特定公共物の管理又は適正な利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日